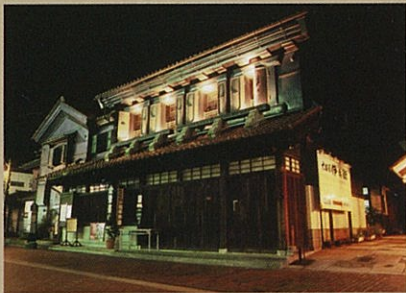


景観アドバイザー制度のあらまし

美しいふくしまの創造のために。



会津若松市野口英世青春通り ※1



吾妻連峰と桃畑 ※2



松川浦



大内宿



三春町大町地区



いわきニュータウン



南湖公園



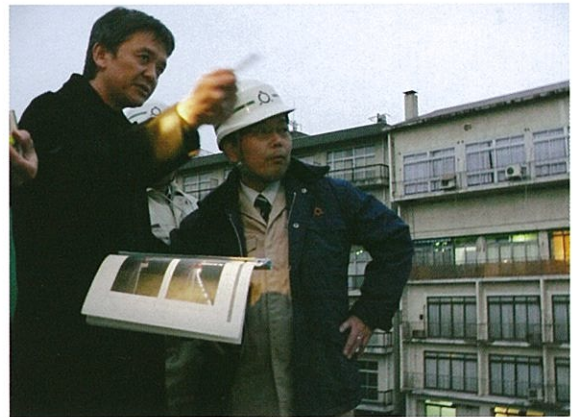
磐梯山と猪苗代湖 ※3

福島県

景観アドバイザー制度とは…

景観アドバイザー制度とは、県民・事業者のみなさんや市町村、県等の行政機関などにおいて、それぞれの地域特性を活かした景観づくりが円滑に進められるよう、建築、土木、造園などの専門家を助言者として、要請に応じて県が派遣する制度です。

魅力ある景観づくりのための計画の立案から実施に至るまで、幅広いアドバイスを受けることができます。



景観アドバイザーは県内のどなたでも利用できます

- 県民・事業者のみなさん(各種団体を含みます。)
- 市町村、国、県等の行政機関

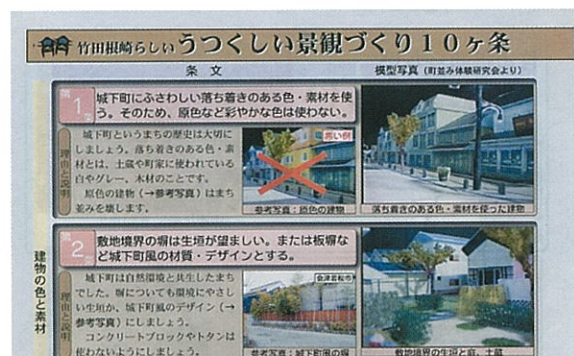
景観アドバイザーはこんなときに利用できます

■ 県民・事業者のみなさんの場合

- 自治会や商店街で住民協定や建築協定を結んで地区の景観を整えようとするとき
- 伝統的なまちなみや建造物の保存により、地区の景観を保全したいとき
- 緑化事業などを行おうとするとき
- 景観に着目した魅力あるまちづくり・地域づくりを進めようとするとき

■ 市町村・国・県等の行政機関の場合

- 周辺の景観に調和した公共事業を行おうとするとき
- 地域の景観と調和した観光地の整備を進めようとするとき
- 地域との連携・協働による景観づくりの仕組みを整備しようとするとき
- 景観形成に関する基本方針や基本計画、条例等を策定しようとするとき
- 景観計画を策定し、景観法を活用した景観形成を推進しようとするとき



西若松駅

景観アドバイザーは、いろいろなかたちでみなさんの景観づくりを応援します

■景観づくりを始めるときの疑問にお答えします

- 問題点の抽出・調査方法が分からない
- 多様な意見を集約する方法(ワークショップ等)が分からない
- 地域の景観資源の発見と、それを活用した景観づくりの方法を学びたい
- 地域住民が行政機関等と協働する方法を学びたい
- 景観づくりの参考となる先進地の取組みを学びたい



■景観に関する知識・技術の習得をお手伝いします

- 地域のみなさんが集まって、景観や景観の構成要素(色彩、植栽等)の勉強会を開きたい
- 景観づくりを推進するために活用できる法制度等を学びたい
- 行政機関の担当者を対象に、景観に関する技術向上のための研修会を開きたい



■景観形成のための基準作りやイベント開催時などの相談をお受けします

- 自治会や商店街、集落など地域ぐるみの景観づくりに役立つ景観形成住民協定を結びたい
- まちなみの統一に効果的なデザイン基準や審査体制を整えたい
- 地域の良好な景観を保全するための条例、計画等を定めたい
- 地域の景観意識を高めるための普及啓発イベントを企画・開催したい



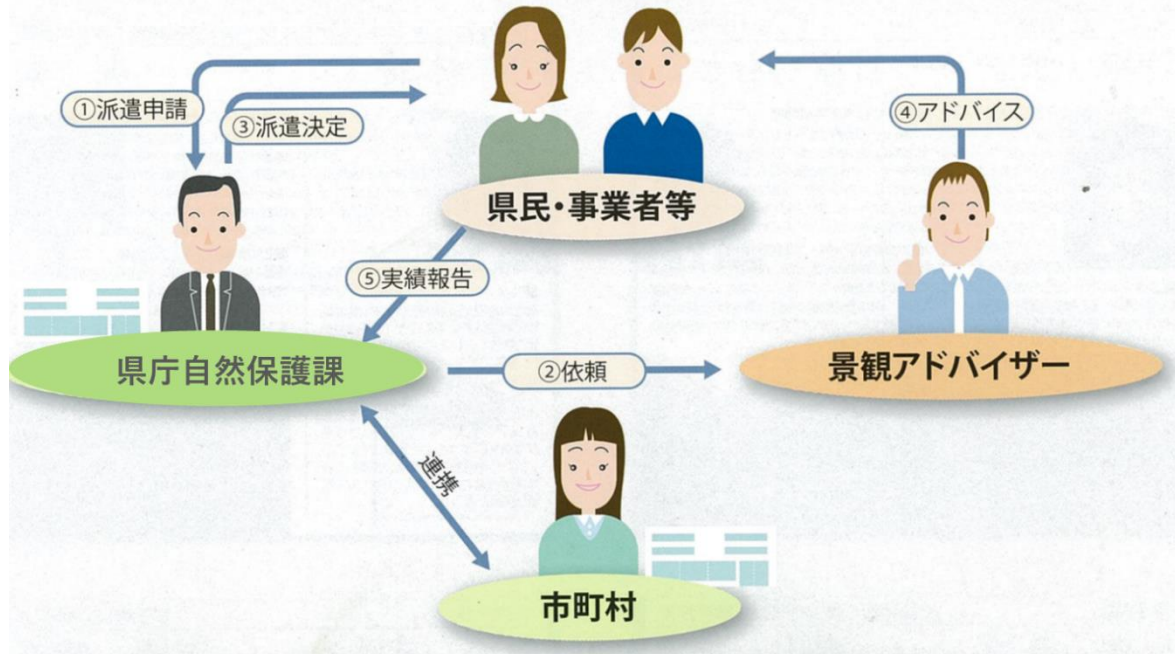
■周辺景観と調和した建造物、公園等の整備を一緒に考えます

- 景観形成住民協定に則った建築物の改修を円滑に進めたい
- 公共建築物の形状、色彩、植栽計画等について、周辺景観の向上に役立つ工夫を講じたい
- 農山村地域の心やすらぐ原風景を守り、育てるための事業計画を立案したい
- 地域の景観と調和した観光案内サインを整備したい



景観アドバイザー派遣手続きの流れ

■県民・事業者の皆さんが派遣を希望する場合



景観アドバイザーの派遣を受けたいときは

景観アドバイザーの派遣を希望するときは、県庁環境共生総室自然保護課又は各地方振興局の担当課にご相談のうえ、派遣申請書（様式第1号）を提出してください。必要と認められるときは、派遣する景観アドバイザーを決定し、派遣決定通知書をお送りします。なお、派遣申請書の様式は、下記のお問い合わせ先の自然保護課のホームページからもダウンロード出来ます。

●市町村との連携

景観アドバイザーの派遣希望があったときは、地元市町村と情報を共有するなど連携して、派遣の効果を一層高めるように努めます。

●派遣に要する費用

景観アドバイザーの派遣を受ける県民・事業者の皆さんには、費用の負担はありません。なお、1つの案件につき派遣は原則2回までとなっております。

お問い合わせ先

●本庁機関

◇福島県生活環境部環境共生総室自然保護課 〒960-8670 福島市杉妻町2-16 西庁舎10階
TEL：024-521-7251 FAX：024-521-7927 E-mail：shizen@pref.fukushima.lg.jp
ホームページ：<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16035b/>

●各地方振興局

◇県北地方振興局県民環境部
〒960-8670 福島市杉妻町2-16 北庁舎4階
Tel 024-521-2721 FAX 024-521-2855

◇南会津地方振興局県民環境部
〒967-0004 南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277-1
Tel 0241-62-2062 FAX 0241-62-5209

◇県中地方振興局県民環境部
〒963-8540 郡山市麓山1-1-1
Tel 024-935-1503 FAX 024-925-9026

◇相双地方振興局県民環境部
〒975-0031 南相馬市原町区錦町1-30
Tel 0244-26-1232 FAX 0244-26-1120

◇県南地方振興局県民環境部
〒961-0971 白河市昭和町269
Tel 0248-23-1421 FAX 0248-23-1507

◇いわき地方振興局県民部
〒970-8026 いわき市平字梅本15
Tel 0246-24-6203 FAX 0246-24-6228

◇会津地方振興局県民環境部
〒965-8501 会津若松市追手町7-5
Tel 0242-29-3912 FAX 0242-29-5520

(様式第1号)

景観アドバイザー派遣申請書

年 月 日

福島県知事

住所
申請者
氏名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

次のとおり景観アドバイザーの派遣を申請します。

案件の概要	所在地	
	種別	(該当するものに○印を記入すること) ・建築物の建築又は工作物の築造 ・景観形成活動(・住民協定 ・まちづくり事業 ・緑化事業) ・その他()
要	内容、規模等	
助言	希望事項	
依頼事項	派遣希望日時	年 月 日() 時 ~ 時
	派遣希望場所	
備考		
※	受付日	

添付書類 案件の所在地及び派遣希望場所の位置を示す付近見取図等

記入上の注意 ※印の欄は、記入しないでください。